

第36回宮城県地方港湾審議会議事録

日時 平成26年3月25日（火）

午後2時

場所 宮城県行政庁舎11階

第二会議室

第36回宮城県地方港湾審議会議事録

1 開催年月日及び場所

平成26年3月25日（火）午後2時から午後3時5分まで
宮城県行政庁舎11階 第二会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|--------|
| ・東北工業大学教授 | 稲村 肇 |
| ・東北大学大学院教授 | 西村 修 |
| ・東北内航海運組合理事長 | 湯村 健介 |
| ・東北港運協会副会長 | 松田 順夫 |
| ・仙台湾水先区水先人会会長 | 金澤 龍夫 |
| ・全日本海員組合東北地方支部支部長 | 高橋 雅幸 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長
(仙台市長 奥山 恵美子 代理) | 小高 睦 |
| ・石巻市副市長
(石巻市長 亀山 紘 代理) | 笹野 健 |
| ・塩竈市産業環境部長
(塩竈市長 佐藤 昭 代理) | 小山 浩幸 |
| ・気仙沼市建設部長
(気仙沼市長 菅原 茂 代理) | 佐藤 清孝 |
| ・女川町建設課長
(女川町長 須田 善明 代理) | 武山 欣一郎 |
| ・横浜税関仙台塩釜税関支署長
(財務省横浜税関長 八田 斎 代理) | 深山 正俊 |
| ・東北経済産業局産業部長
(経済産業省東北経済産業局長 守本 憲弘 代理) | 森谷 甚栄 |
| ・東北運輸局交通環境部物流課長
(国土交通省東北運輸局長 長谷川 伸一 代理) | 藤原 博之 |
| ・東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所長
(国土交通省東北地方整備局長 小池 剛 代理) | 高田 直和 |
| ・宮城海上保安部長 | 野見山 慎吾 |
| ・宮城県土木部長 | 遠藤 信哉 |

3 議題

(1) 報告

イ 第35回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

ロ 第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

(2) 審議

議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

審議会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(2) 挨拶

宮城県土木部遠藤部長から挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から委員総数23名中出席17名、うち本人出席8名、代理出席9名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることが報告された。

(4) 報告

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について

仙台塩釜港の港湾・海岸における復旧・復興状況等について、事務局から報告がなされた。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

1つお聞きしたいのですが、港湾のテロ対策用のフェンス等があると思いますけども、今このフェンス等はどのような状況になっていますか。

<事務局>

ソーラス用フェンスについては、災害復旧が完了したところから、逐次、フェンスを整備しており、高砂のコンテナヤード以外はほとんど整備が整っているかと思いません。仙台港区の高砂コンテナヤードのソーラス用フェンスにつきましては、拡張工事が行われること、一部に被災コンテナが残っており、それを処理しないと全体の舗装ができないことなどから、暫定的な保安対策を遂行することにより、保安を維持している状況でございます。平成27年度には、全体の舗装が終わり、フェンスも整備できる状況になりますので、その時点できちんとした一体的なフェンスを整備し、最終的には監視カメラ等も設置することとしておりますが、高砂コンテナヤードにつきましては、管理棟やゲート等の、全体のレイアウトの変更も行う予定であり、その予定が平成32年度となっておりますので、それまでには、従前のような形での保安対策に基づく対応が可能となるというような段取りになっております。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

石巻と塩竈の方はどうでしょうか。分かる範囲で結構ですが、今、フェンスは津波でほとんどない状態になってますね。過去にフェンスが整備された時に、船員の方々がなかなか上陸できなくなったという経緯がありましたので、今後、夜間も自由に入入りができる体制を整えていただけるようお願いしたいと思います。

<事務局>

整備が終わったところから、逐次、フェンスを回しており、フェンスがない場合は、警備員の立哨により保安対策を確保しておりますが、御質問の趣旨は内航船の話ですか。外航船の話ですか。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

内航船です。

<事務局>

内航船は保安対策の規制対象にはなっておりませんので、自由に出入りできるものと考えておりますが、ちょっと、その辺は把握してございません。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

これからフェンス等が設置されるんでしょうから、その際に、内航船の船員の方が支障なく出入りできるような整備をするように要望します。

<事務局>

只今の件については、船舶代理店等を通じて、対応について周知を図って参りたいと思います。

<議長 稲村会長>

質問ですが、蒲生の北部の区画整理の話が出て、海側に大街区を整備するという話で、「大規模事業所の立地を想定」とされておりますが、大規模事業所はすぐには立地できないと考えますが、空コンテナ置場などとして活用するなどの方針はありますか。

<事務局>

これは仙台市の方の土地利用の方針ということで示させていただきました。空コンテナについては本来、おそらく臨港地区外にあるのが理想なのかもしれませんが、現在コンテナターミナルの中に置いてるのが現状になっております。今のところ、これから6ヘクタール拡張することにより、空コンテナも実入りコンテナと一緒に置けるような状態が確保できるというふうに考えておりますが、今後取扱い量が20万TEUを超えて25万、30万と増えた場合には、別途、空コンテナ置場を用意する必要があります。

あると考えております。この点については、港湾運送事業者と共に、今後の対応を検討させていただきたいと考えております。新しく幹線道路も地区内にできて蒲生幹線に取り付くということもありますので、その整備の状況を見ながら、検討させていただきたいと思います。

(5) 議長選出

宮城県地方港湾審議会条例第7条第1項の規定により、稲村会長が議長となった。

(6) 議事録署名人の指名

東北大学大学院教授の西村委員と東北内航海運組合理事長の湯村委員が指名された。

(7) 議事

イ 報告

(イ) 第35回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

事務局から、第35回宮城県地方港湾審議会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

(ロ) 第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案の処理について

事務局から、第42回宮城県地方港湾審議会幹事会議案のうち、宮城県地方港湾審議会運営規則第7条第2号の規定に基づき幹事会に調査審議を委任して議決された、港湾隣接地域の指定及び変更に関する議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

ロ 審議

議案第1号 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について

事務局から、仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更について、議案書及び資料により説明がなされた。

<議長 稲村会長>

平成26年3月19日に開催された第42回幹事会での議案第1号の審議結果について、幹事会の議長を務めた宮城県土木部次長（技術担当）の門傳幹事から御報告をお願いします。

<門傳幹事>

第42回幹事会におきまして、本議案について審議を行いましたところ、原案のと

おり適当であるとの結論に達しましたことを御報告いたします。

<議長 稲村会長>

それでは、議案第1号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

<議長 稲村会長>

臨港道路は2車線ということですが、道路幅や車線幅はどのように考えているのですか。

<事務局>

道路の位置につきましては、計画上は公園を減らすということになっておりますが、公園の敷地と企業敷地との間に約10メートル程の管理用通路があり、その幅を利用する予定です。幅員については、現在のところ、1車線の幅が3.25メートルでして、両側に路肩が0.75メートルあり、合計で約8メートルの道路を考えております。余剰地があれば、それを有効活用することで、セミトレーラーでも十分通行できるような形に、実施設計の際は検討して参りたいと考えております。

<議長 稲村会長>

他に何か、御意見、御質問等はありませんか。

中野幹線は混雑が激しいので、非常に良いかと思えます。ちょっとした変更ですが、だいぶ便利になるかと思われま。岸壁についても、官公庁船含めて困ってる場所ですから、良いのではないかと思えます。

<議長 稲村会長>

それでは、お諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申したいと思えますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 稲村会長>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、答申することにいたします。

<議長 稲村会長>

それでは、今回の報告事項、審議事項以外で御意見、御質問等はありませんでしょうか。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

1点お願いしたいことがあります。昨年の1月からマルポール条約というものが発効しています。これは船舶からの生活ゴミの処理の仕方についての条約で、船舶からの生活ゴミ、生ゴミを粉砕して排出することになりました。そうすると、ペットボトル、缶、ビニール等は陸上で処理する必要性が生じますが、この陸上での処理の受け入れ先について、船舶ではだいぶ困っている状況です。私設バースであれば、施設の管理者が色々対応してくれるのですが、公共埠頭ではうまくいきません。代理店も対応してくれているとは思いますが、県としても是非対応をお願いしたいと思っています。

<事務局>

ゴミの処理については、通常は代理店を通じて民間の処理会社に委託するというようなことになっておりますが、港湾事務所の方も、色々御紹介できるような処理業者に関する情報を準備しまして、そういった問い合わせに適切に対応できるように、体制を整えたいというふうに考えてございます。

<全日本海員組合東北地方支部支部長 高橋委員>

よろしく願いいたします。

<議長 稲村会長>

非常に結構なことだと思います。昔は廃油なども、処理施設がなくて大変だった時期がありますけども、ゴミなども迅速に処理できるようにしないと、色々問題が起きますから。

その他、いかがでしょうか。

(発言なし)

<議長 稲村会長>

ないようですので、以上をもちまして、本日の議事の一切を終了させていただきます。委員の皆様には、慎重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第36回宮城県地方港湾審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号について、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することについて異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第36回宮城県地方港湾審議会

議事録署名人
